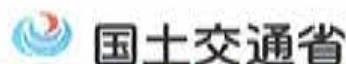
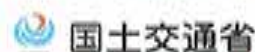


# 建設キャリアアップシステムについて



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

## 建設キャリアアップシステムのねらい



### キャリアアップシステムが目指すもの

- ・引き続き建設業が優良な社会資本整備の担い手としての機能を担うためには、これまで以上に若年層の入職環境を整えることが必要不可欠。  
※現在建設業に従事している60歳以上の技能者：80万人、30歳未満は36万人  
※建設業への新規入職者数はこの20年でピーク時の約半分に（H7：7.8万人→H27：4.0万人）
- ・建設業における若者の入職を進めるためには、建設業が他産業に比べて将来的な処遇についても魅力的な産業であることを示す必要。  
※建設業の賃金カーブのピーク時期は40歳前後と製造業よりも早く到来する傾向。現場の管理、後進の指導等のスキルが評価されていない可能性が指摘されている。
- ・技能労働者の処遇の向上については、これまでも様々な取組が官民一体となって進められてきているが、技能労働者は異なる事業者の現場で経験を積むため、個々の技能者の能力が統一的に評価される市場が存在せず、スキルアップが処遇の向上につながっていかない環境が存在。



- ・技能労働者の働き方の特徴を踏まえ、ひとりひとりの技能労働者が経験と技能に応じた育成と処遇が受けられる産業としていくためには、個々の事業者が補完しあう形で、技能者の本人情報等の真正性を確認した上で、業界全体で技能者の就業実績を蓄積し、技能者の処遇の改善や技能の研鑽を生み出す基本的なインフラを業界全体で整備することが必要。



業界全体でキャリアアップシステムの構築に取り組むことが必要

## 建設キャリアアップシステムの構築

- 将来にわたり建設産業の担い手を確保していく上で、建設技能労働者のキャリアアップの道筋を示すこと、技能者が適正な評価と処遇を受けられていくことが重要
- 技能者の資格等の情報や現場での就業履歴等を業界統一のルールで蓄積する「建設キャリアアップシステム」の構築に向け、官民で検討を進めてきたところ（参加団体：日建連、全建、全建総連等）
- 現在、システムの運営主体となる（一財）建設業振興基金においてシステムの発注手続きを進めているところ

(建設キャリアアップシステムイメージ)

## 建設キャリアアップシステム



2

## 建設キャリアアップシステムの概要

## 1. 基本理念・基本方針

- 技能者の経験が蓄積されるシステムを構築し、評価に応じた処遇改善などの技能者を巡る環境の改善等を目指す
- 技能者の本人情報について、その真正性を確認した上で、各種情報を業界統一のルールで登録・蓄積するシステムとする
- 簡易で低コストのシステムとする一方、個人情報の適切な保護にも留意する

## 2. 登録する情報・利用手順

①技能者、事業者の申請（申請は任意）に基づき、振興基金が以下の情報をシステムに登録

技能者情報	事業者情報
本人情報（住所、氏名、生年月日、性別、国籍）	
必須情報 ○社会保険加入状況 ○建退共手帳の有無 等	○商号 ○所在地 ○建設業許可情報 許可番号・許可の有効期間・建設業の種類
推奨情報 ○保有資格 ○研修受講履歴 ○健康診断受診歴の有無 等	

②元請が現場の開設時に以下の情報を登録

現場情報
○現場名及び住所、元請事業者名 ○工事の内容が分かる項目 等
就業履歴
○現場入場実績（日単位） ○従事した業務の立場 等

※上記の申請手続きは、利用者の利便性確保のため、インターネット申請、郵送申請、窓口申請の手法を認める

## 3. 技能者に交付するカード（キャリアアップカード）

- 技能者の申請に基づき、運転免許証等で本人確認をした上で交付。技能者は実費（3000円程度）を負担し、有効期間は10年。
- 将来的には技能者の技能に応じた色分けを検討。当面は登録基幹技能者をゴールドカードとする。

## 4. 事業者のシステム利用・情報閲覧の範囲

- 事業者がシステムを利用するにあたっては、事業者の規模に応じた登録料、利用料の負担が必要。
- システム利用料を負担した他の建設事業者は技能者本人及び所属事業者が同意した範囲内で技能者情報の閲覧が可能。

## 5. システムの運営主体・普及目標

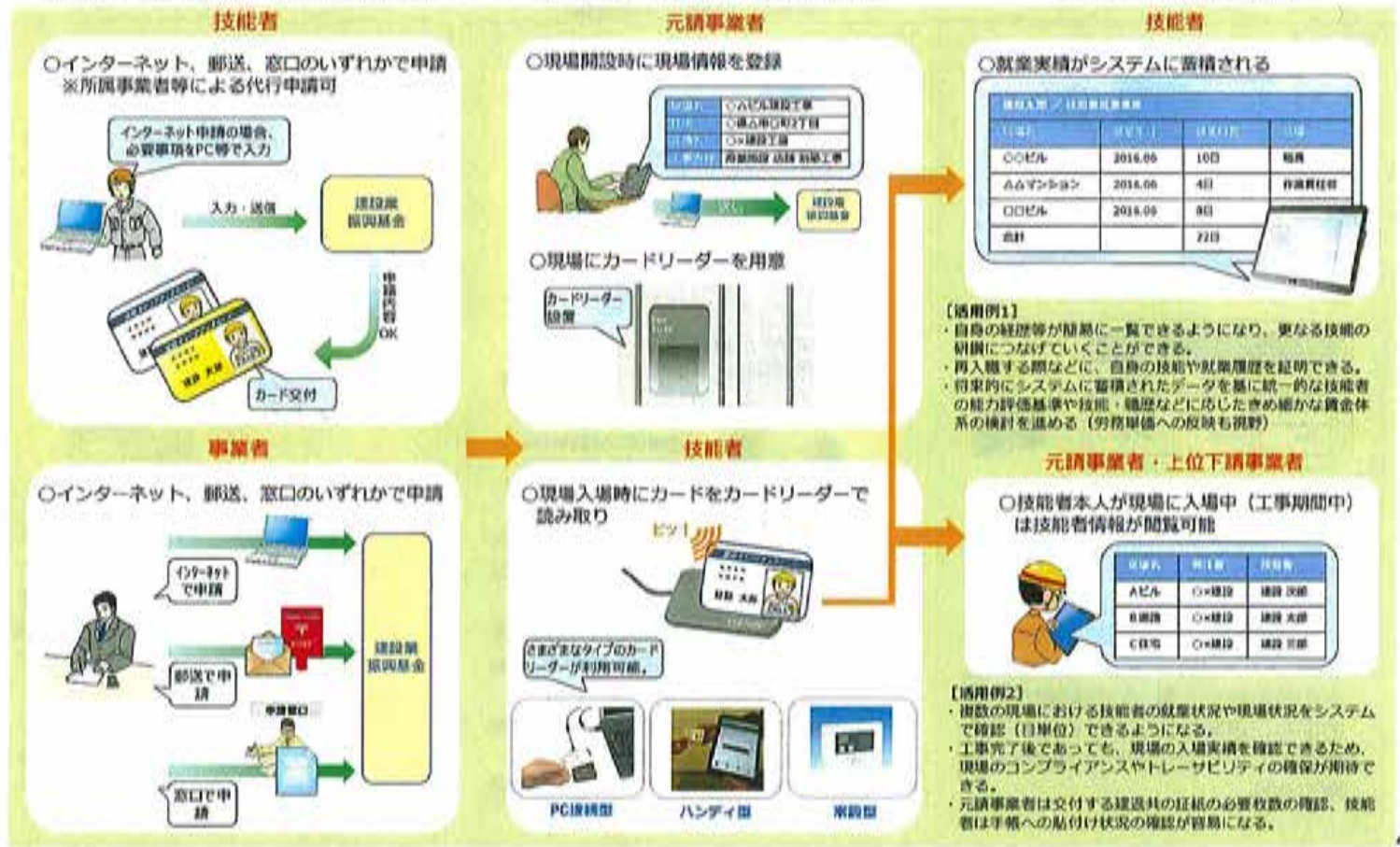
- 運営主体は（一財）建設業振興基金。
- 運用開始後1年で約100万人の登録を目指し、開始後5年を目途に全ての技能者の登録を目指す。

3

## ① システムの利用にあたっての登録

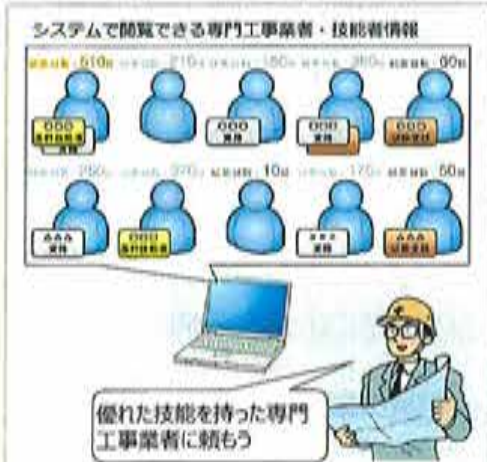
## ② 現場におけるシステムの利用

## ③ システム利用の効果



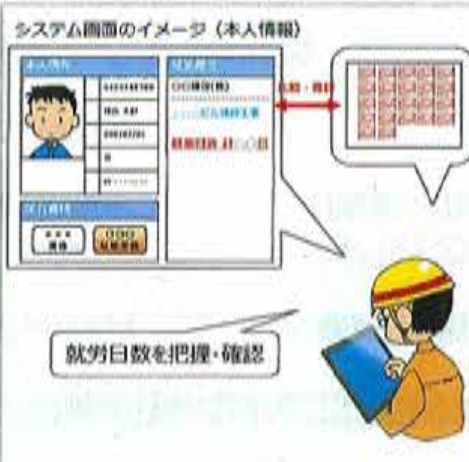
# 建設キャリアアップシステムの効果(技能者サイド)

## 技能者の技能や職歴に応じた賃金の実現



- ☆技能者一人ひとりの就労実績、保有資格が統一的に蓄積され、優れた技能を有する技能者を雇用する専門工事業者への選択が進む環境を整える
- ☆システムの稼働後は、システムに蓄積されたデータを基に統一的な技能者の能力評価基準を策定
- ☆将来的には技能や職歴に応じたきめ細かな賃金体系の検討を進める（労務準備への反映も視野）

## 建退共証紙のチェック



- ☆システムに蓄積された技能者の就労実績を活用し、元請けは交付する証紙の必要枚数の確認、技能者は手帳への貼付け状況の確認が容易に
- ☆建退共制度については、証紙に替え、電子的に就労実績を把握する方式も建退共本部で検討を進める予定（※）
- ※併せて技能者のスキルに応じ、現在の掛金より高額の掛金の設定も検討予定

## 自身の技能の確認・証明



- ☆自身の経歴等が簡易に一覧できるようになり、更なるスキルアップを促す
- ☆技能者が再入職する際などに、自身の技能や就業履歴を簡易に証明できる
- ☆システム内に技能者のポータルサイトを設立し、技能者に対して様々な情報を提供するプラットフォームを構築する



※その他、技能者の処遇の改善につながる事項について、厚労省と連携して検討を進めていく予定。

## 現場管理の効率化等

## 技能者及び技能者を雇用する事業者の施工力の確認

## 業界統一のシステム構築による合理化

現場	作業	状況
Aビル	〇・開始	確認済
B道路	〇・開始	確認済
C住宅	〇・開始	確認済

☆複数の現場における技能者の就業状況や現場状況をシステムで一元的に確認(日単位)できるようになり、現場管理の効率化が期待できる。  
 ☆工事完了後であっても、どの現場にどの技能者が入場したか確認が可能であり、現場のコンプライアンスの確保やトレーサビリティの確保が期待できる。

技能者の技能や経歴を顧客にアピール  
 技能者の経験や資格取得状況を確認

☆技能者の採用時などに現場の経験や資格取得状況を簡易に確認できるようになる。  
 ☆事業者情報を閲覧することで、優れた技能者を雇用する事業者の選定などに活用できる(※)。  
 ※技能者の就業履歴情報の閲覧には雇用事業者及び技能者本人の同意が必要  
 ☆建設に携わった技能者の技能経歴を顧客にPRできる

就業履歴を蓄積する統一システムへの参加でコスト削減

☆技能者の真正性を確保したうえで就業履歴を蓄積する業界統一のシステムに参加することで、独自の就労履歴システムの技能者の真正性(本人確認・資格の保持等)確保のためのコストが節約できる。  
 ※既に独自システムを導入している企業にとっても、就業履歴を蓄積する機能と連携することで、独自システムの利便性が増す

# 建設キャリアアップシステムのポイント

○技能者の本人確認を行ったうえで、**1人1人に固有のIDが付されたカード**を交付し、就業履歴を蓄積

→働く現場や所属事業者が変わったり、再就職した場合でも、IDを用いて**継続した就業履歴の蓄積が可能に**

このシステムをインフラとして活用し、各種政策を展開

○技能者の就業履歴がキャリアを通じて客観的に蓄積され、就業履歴と保有資格・研修受講実績等を組み合わせた**「技能者の能力評価基準」**の策定が可能に

○併せて、この技能者の能力評価基準と連動した**「専門工事業者の施工力の見える化」**も可能に

→職人を育て、**良い職人を多く抱える専門工事業者**が高く評価される**仕組みの構築**

○高い施工力を有する専門工事業者の受注機会が広がり、**技能者の処遇向上**や人材への投資につながる好循環を生み出すことが可能に  
 (併せて、技能者の能力評価基準に基づいた設計労務単価の精緻化も進める)

○システムを利用する元請けは各現場の技能者情報(社会保険の加入状況や建退共証紙の貼付状況等)をシステムで一元的に把握することが可能となり、**現場管理の効率化**にも資する  
 ※将来的には、建退共のシステムと連携し、証紙が変わって電子的に就労実績を記録する方法も検討

- 技能者の処遇を更に向上させ、特に若年入職者に将来のキャリアパスを見せていくためには、個々の技能者の能力や経験に応じた賃金を実現し、更なる技能の習得等の自己研鑽を促す取組が必要
- キャリアアップシステムでは、技能者の保有資格を確認したうえで、技能者1人1人に固有のIDを付すことにより、所属する事業者が変わったり、建設業に再入職した場合であっても、継続して就業履歴の蓄積が可能になる
- これらのシステムで蓄積するデータと個々の技能者の能力を組み合わせることにより、技能者の能力を横断的に評価することが可能な「能力評価基準」について検討を行う。

## 技能者評価基準の要素

- 保有資格（キャリアアップシステムで確認）
- 就労実績（向上）
- 職種に応じた知識・技能（建設産業担い手確保・育成コンソーシアムで検討中）
- その他

これらを組み合わせ

評価基準に合わせてカードを色分け



## 能力評価基準に応じた賃金体系のイメージ

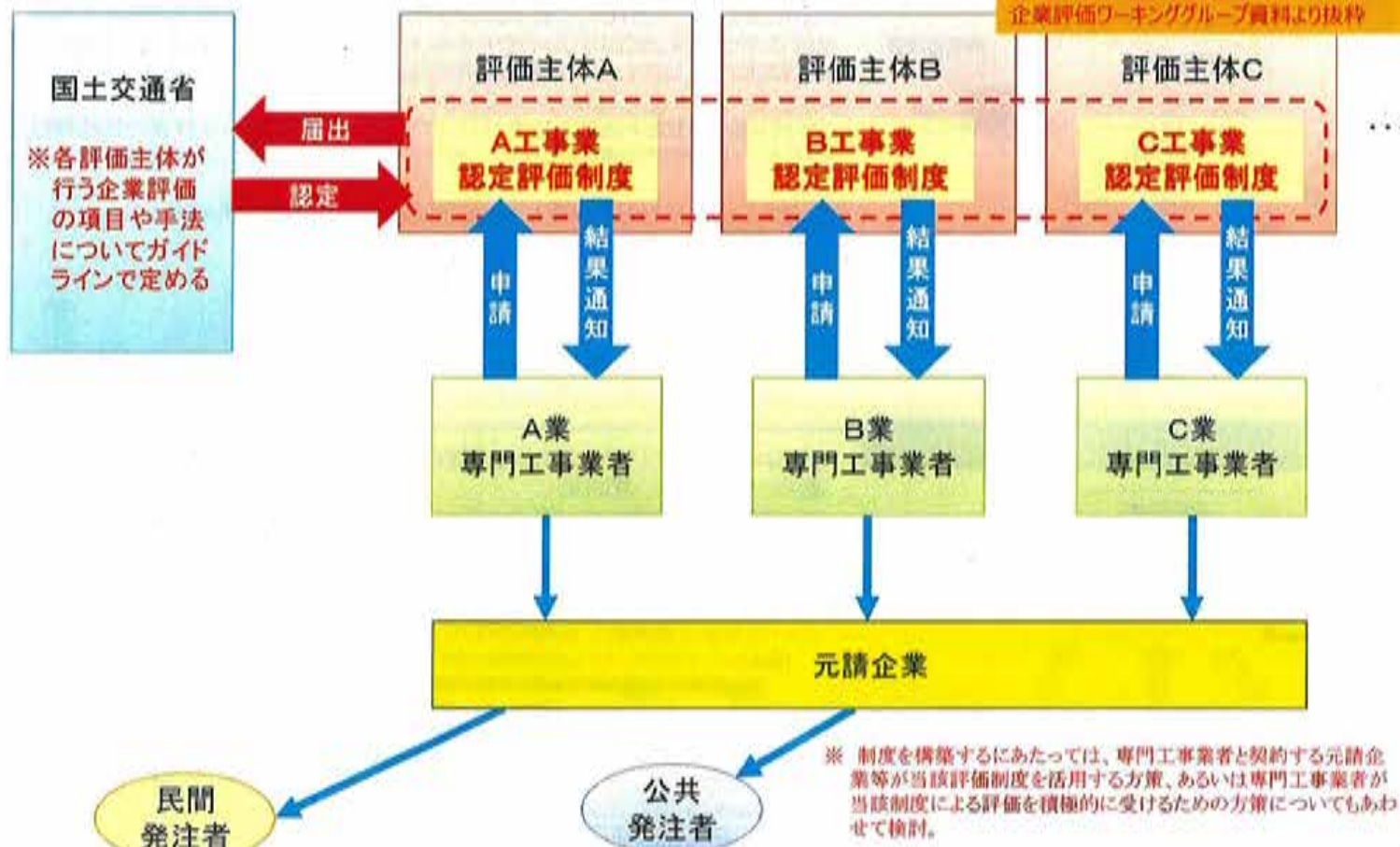
都道府県	職種	...	型枠工	大工	...
北海道	レベル1				
	レベル2				従来の都道府県別、職業別の単価設定に技能評価基準を追加。
	レベル3				
	レベル4				

### 【論点】

- 技能者の評価基準の要素は何があるか。
- 各要素でどのような組合せでレベル分けするか
- レベルを誰がどのように判定するか（特に職種に応じた知識・技能）
- 評価基準の位置づけ（国／業界団体）

# 専門工事業者に対する企業評価制度（将来的なイメージの例）

4/28 建設産業政策会議  
企業評価ワーキンググループ資料より抜粋



※ 制度を構築するにあたっては、専門工事業者と契約する元請企業等が当該評価制度を活用する方策、あるいは専門工事業者が当該制度による評価を積極的に受けるための方策についてもあわせて検討。

○専門工事業者に対する評価では、元請企業の場合と異なり、例えば、以下のような項目が考えられる。

(例)

- ・ 工事实績（特に、下請工事の完成工事高）
- ・ 財務の健全性・安定性
- ・ 技能労働者の人数・能力（基幹技能者、技能検定保有者）
- ・ 優良従業員表彰の獲得状況（建設マスター等）
- ・ 建設機械の保有状況
- ・ 社会保険への加入
- ・ 建退共への加入
- ・ 職人の教育訓練体制
- ・ 安全管理体制

等

## 建退共関係事務の効率化(建設キャリアアップシステム運用後のイメージ) 国土交通省

### 現行手続 (イメージ)



- ・ 下請企業が建退共証紙の交付の請求を行う場合、被共済者ごとの就労実績が確認できる書類を提出する必要がある（一次下請が二次下請以下の技能者の就労実績を取りまとめて元請に請求することが通例）
- ・ 添付書類の様式は元請ごとにまちまちであり、日報等から手作業で技能者ひとりひとりの就労実績を記入し、取りまとめて提出することが必要。
- ・ 以上のことから建退共制度について手間が煩雑との意見がある。

【就労状況報告書のイメージ】

氏名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
田中 太郎	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
山田 花子	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
佐藤 一郎	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
計	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	36



### 建設キャリアアップシステムを活用する方法



- ・ 建設キャリアアップシステムを活用することで技能者の就労実績が客観的に確認できるため、例えば、
  - ①下請企業は建設キャリアアップシステム上の出面情報をメール等により上位下請企業に提出。
  - ②元請企業は現場ごとに示される技能者の就労実績を確認し、下請企業に証紙の交付を行う。
 という方法で効率的に証紙の交付が可能となる。

【建設キャリアアップシステムの出面情報の様式イメージ】



※建退共では、将来的な方法として証紙に替わって就労の実績を電子的に管理する仕組みについて検討中

## 目的

協議会は、建設キャリアアップシステム（以下「システム」という）の行政、建設産業関係団体等が一体となった円滑かつ適正な運営と、本システムの利用・活用及び普及の促進を図ることを目的とする

## 活動内容

- ① 振興基金が行うシステムの運営に係る基本的な方針に関する調整及び関係者間の合意形成
- ② システムの利用・活用及び普及の促進
- ③ その他、目的を達成するために必要な活動

## 構成

**会長** : 国土交通省 土地・建設産業局長

**特別委員** : 厚生労働省 職業安定局雇用開発部長  
(一財)建設業振興基金 専務理事

**会員団体** : (一社)日本建設業連合会、(一社)全国建設業協会、  
(一社)全国中小建設業協会、(一社)建設産業専門団体連合会、  
(一社)日本空調衛生工事業協会、(一社)日本電設工業協会  
(一社)住宅生産団体連合会、全国建設労働組合総連合

**オブザーバー** : 東日本建設業保証(株)、西日本建設業保証(株)  
北海道建設業信用保証(株)  
(一社)全国建設産業団体連合会  
(独)勤労者退職金共済機構

(事務局 : 国土交通省土地・建設産業局、建設業振興基金)

## 概要

協議会は、基本方針等について議決を行う「総会」と、その下で議決事項について協議を行う「運営委員会」からなる

### ◎総会 :

- ・ 議決事項（多数決により行う）
  - ① システムの運営に係る基本方針の策定
  - ② 毎年度の事業計画及び収支計画の方針の策定
  - ③ システムの利用、活用及び普及の促進に関する方針の策定 等
- 議決を行ったときは、議決された内容を振興基金に提示する

### ◎運営委員会 :

- ・ 総会の議決事項等について協議する
- ・ 専門的知見を有するアドバイザーの出席を随時求めることができる
- ・ 特定の事項の調査、検討のため分科会を設置できる

12

# 建設キャリアアップシステム開発業務の調達について

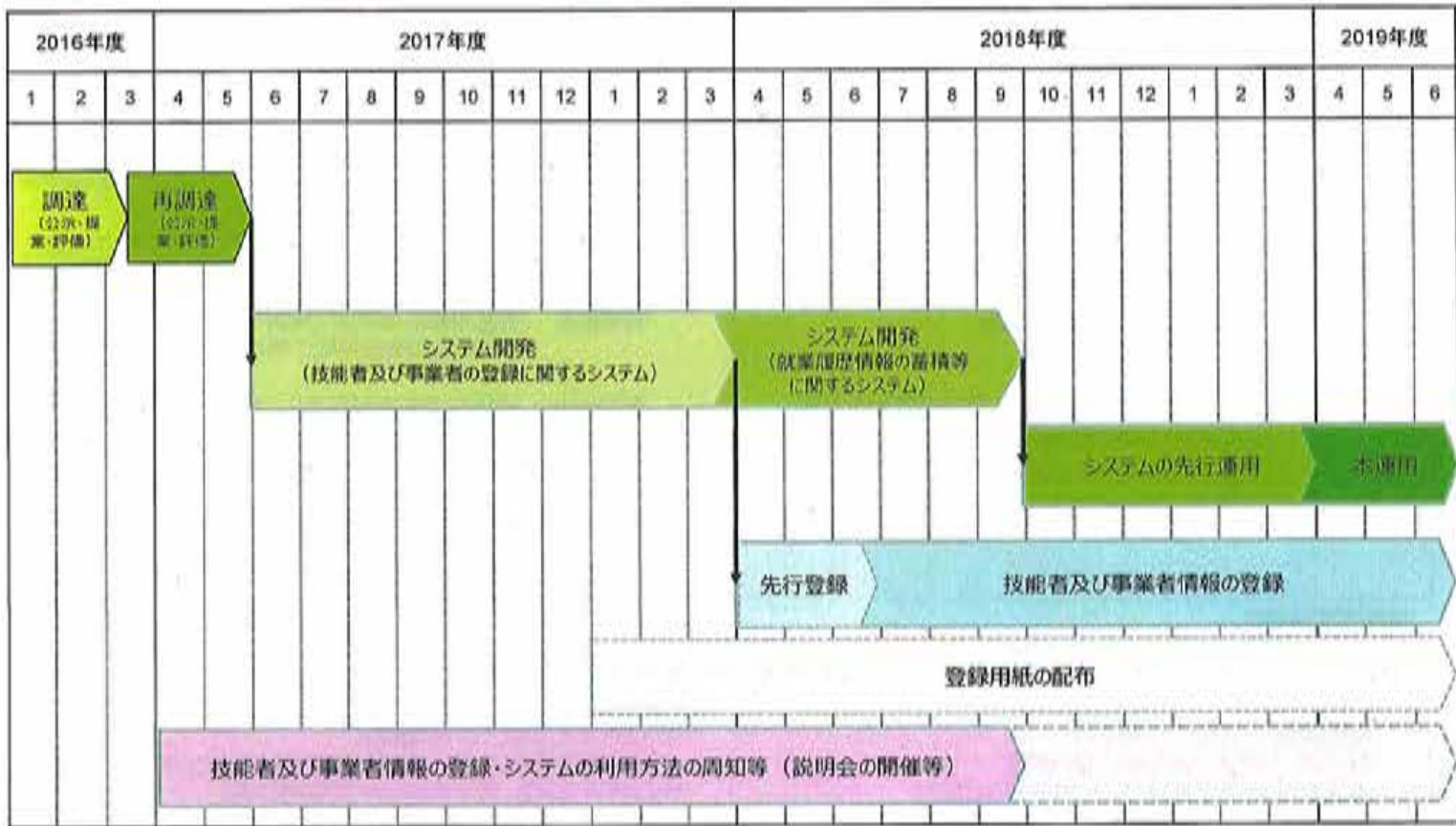
発注業務	応札業者数	業務受託業者
本体開発・運用業務	2社	富士フィルムイメージングシステムズ(株) ※富士フィルム(株)の100%子会社 ※上記業者のもと日本IBM(株)と富士通(株)が業務に携わる
就業履歴登録アプリ開発業務	3社	フェンリル(株) ※アプリケーション開発業者
コールセンター・ヘルプデスク業務	3社	(株)DNPデータテクノ ※大日本印刷(株)の100%子会社
申請・受付業務	2社	(株)DNPデータテクノ
カード発行・送付業務	5社	(株)DNPデータテクノ

※いずれも振興基金において、技術提案及び価格による総合評価を実施した上で選定

→ 今後、落札者と速やかに契約協議を進め、契約締結後に運用に向けたスケジュールを確定させる予定。

13

○建設キャリアアップシステム開発業務の受託者が決定し、以下のスケジュールで進める予定。



※システム開発の進捗状況等によりスケジュールが変更となる可能性がある。 14

## 建設キャリアアップシステムの周知・普及に向けて

### 専用HPの開設

- 建設業振興基金HP内に、システムの概要、利用方法及びQ & Aを掲載した建設キャリアアップシステム専用のHPを開設

(<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ccs/index.htm>)

【建設業振興基金トップページ】



※周知・普及ツール（動画媒体など）を順次作成し、掲載予定

### 説明会の開催

- 各団体の理事会等の場を活用し、システムのねらいや開発状況等についての説明を進める

【現在の説明会予定（H29.6～7）】

- 中央公契連（直轄発注者向け）における説明
- 全国8ブロック単位で開催する会議での説明（公共団体及び事業者向け）
- 団体における検討会での説明（住団連など）
- 専門工事業団体の総会、理事会等の場での説明（全鉄筋、日本型枠など）
- ゼネコンの安全大会での説明

※システム開発の進捗に併せ、説明の内容を随時アップデート（具体的な登録手続きや登録に必要な情報項目など）

※システムの普及啓発を図るシンポジウムも開催予定